事 務 連 絡 令和2年3月27日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件の特例に係る取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

今般、届出書等を提出した上で令和2年4月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが公益財団法人柔道整復研修試験財団から中止の連絡を受けた特例関係通知対象者に対する施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、新型コロナウィルス感染症の発生状況を考慮し、別添のとおり研修修了証の写しの提出期限等を読み替えることとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

なお、別添で研修修了証の写しの提出期限を読み替えた届出書は、改めて提出を要しないこととします。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を 取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱い について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

今般、届出書等を提出した上で令和2年4月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが公益財団法人柔道整復研修試験財団から中止の連絡を受けた特例 関係通知対象者に対する</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、<u>新型コロナウィルス感染症の発生状況を考慮し</u>、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

記

- 1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
- 2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を 取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱い について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。

今般、<u>当該</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

記

- 1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて
 - (1) 略
 - (2)略
 - (3)略
- 2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者

に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し(開設者が前記の提出していない者である場合を除く)、必要に応じて研修修了証の写しの提出勧奨を行うこととする。

なお、提出勧奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会 に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対	特例関係通知に	届出書の提出期	届出書に記載す
象者の受領委任	よる研修修了証	限	る研修修了証の
の登録・承諾年月	の写しの提出期	届出書の提出期	写しの提出期限
日	限	限	
平成30年4月1日	令和元年9月30日	別紙様式 2	令和2年3月31日
~		令和元年9月30日	
平成30年9月30日			
平成30年10月1日	届出日又は申出	別紙様式3	令和3年3月31日
~	日から1年以内	届出日又は申出	
平成31年3月31日		日から1年以内	
平成31年4月1日	令和2年3月31日	別紙様式4	令和3年3月31日
~		令和2年3月31日	
令和元年5月31日			

4 略

に係る提出勧奨について

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式1-1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式1-2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し(開設者が前記の提出していない者である場合を除く)、提出期限の1ヶ月以上前までに研修修了証の写しの提出勧奨を行うこととする。

なお、提出勧奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会 に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対	特例関係通知に	届出書の提出期	届出書に記載す
象者の受領委任	よる研修修了証	限	る研修修了証の
の登録・承諾年月	の写しの提出期	届出書の提出期	写しの提出期限
日	限	限	
平成30年4月1日	令和元年9月30日	別紙様式 2	令和2年3月31日
~		令和元年9月30日	
平成30年9月30日			
平成30年10月1日	届出日又は申出	別紙様式3	令和2年9月30日
~	日から1年以内	届出日又は申出	
平成31年3月31日		日から1年以内	
平成31年4月1日	令和2年3月31日	別紙様式4	令和2年9月30日
~		令和2年3月31日	
令和元年5月31日			

4 略

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式1-1関係)

歌の首ん後 ポープ・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	読み替え後 読み替え育
---------------------------------------------------	-----------------------------

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	届出書の様式	属出書に記載する研修修
委任の登録・承請年月日	了証の写しの提出期限	届出書の提出期限	了証の写しの提出期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	別紙様式 2	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		令和元年9月30日	
平成30年10月1日~	届出日又は申出日	別紙様式3	<u>令和3年3月31日</u>
平成31年3月31日	から1年以内	層出日又は申出日から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	別紙様式 4	<u>令和3年3月31日</u>
令和元年5月31日		令和2年3月31日	

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	層出書の様式	届出書に記載する研修修
委任の登録・承諾年月日	了証の写しの提出期限	届出書の提出期限	了証の写しの提出期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	別紙様式 2	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		令和元年9月30日	
平成30年10月1日~	層出日又は申出日	別紙様式3	<u>令和2年9月30日</u>
平成31年3月31日	から1年以内	届出日又は申出日から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	別紙様式 4	会和2年9月30日
令和元年5月31日		令和2年3月31日	

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。

ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- 「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等) 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式1-2関係)

±±	ᇽ.	##	=	後		
≡≕	↛	~~	~	15		
пл.	v ,	-	<i>_</i> L	. 12		

特例関係通知対象者の受領	特例関係適知による研修修	層出書の様式	周出書に記載する研修修
委任の登録・承請年月日	了証の写しの提出期限	届出書の提出期限	了証の写しの提出期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	別紙様式 2	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		令和元年9月30日	
平成30年10月1日~	層出日又は申出日	別紙様式3	<u>令和3年3月31日</u>
平成 31 年 3 月 31 日	から1年以内	屋出日又は申出日から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	別紙様式 4	会和3年3月31日
令和元年 5 月 31 日		令和2年3月31日	

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受 領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを 中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保棄0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)

読み替え前

特例関係通知対象者の受領	特例関係通知による研修修	層出書の様式	届出書に記載する研修修
委任の登録・承請年月日	了証の写しの提出期限	層出書の提出期限	了証の写しの提出期限
平成30年4月1日~	令和元年9月30日	別紙様式 2	令和2年3月31日
平成 30 年 9 月 30 日		令和元年9月30日	
平成30年10月1日~	層出日又は申出日	別紙様式3	<u>令和2年9月30日</u>
平成31年3月31日	から1年以内	層出日又は申出日から1年以内	
平成31年4月1日~	令和2年3月31日	別紙様式 4	会和2年9月30日
令和元年5月31日		令和2年3月31日	

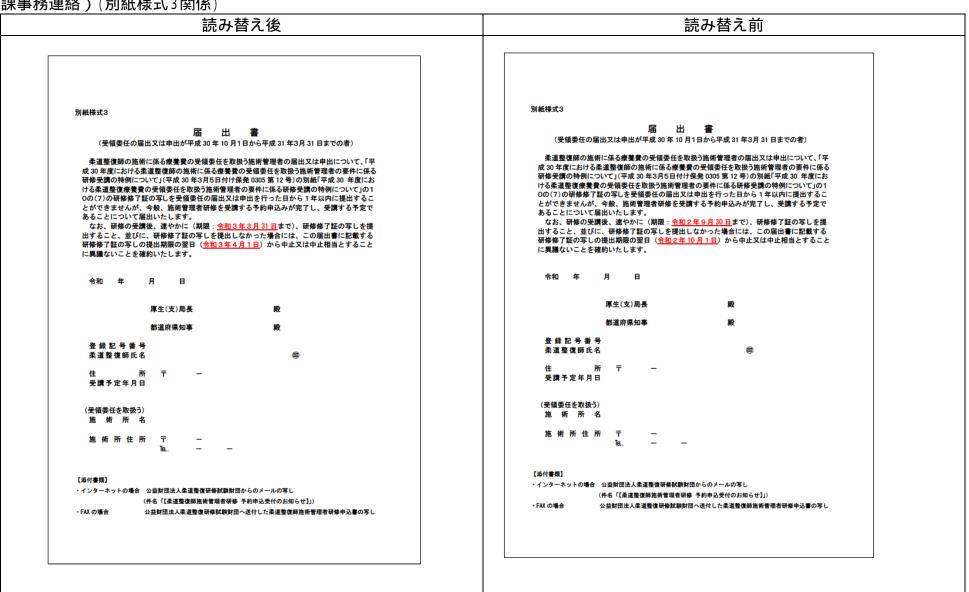
さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から今和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者については、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が動務している又は受 領委任の取扱いを辞退した施術管理者が動務していた施術所における受領委任の取扱いを 中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監督願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の 要件に係る研修受講の特例について」(平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における 研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」 (平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等) 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式3関係)



柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療 課事務連絡)(別紙様式4関係)

